

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)

委員からの質問と回答 環境

【説明資料】

1

説明資料(第1稿)

●淀川水系における河川環境

治水及び利水に対する影響に配慮しながら、生物の生息・生育環境を保全・再生及び住民が安心して利用できる水質の改善等を目指した河川環境の修復を図る。

【説明資料】

2

説明資料(第1稿)

●淀川水系における河川利用

利用者の理解を得ながら、「河川環境の保全を基本とした利用促進」と「河川環境を損なう利用の是正」を図る。

委員からの質問の回答(質問-3)

検討という言葉の意味合いについて

河川環境の修復の検討



数多くの調査、検討及び調整(治水、利水、利用)



(調整前・調整中)

検討(試験運用も含む)

(調整後)

実施

実施:直ちに事業を行うもの

検討:河川環境の調査、修復の効果・手法等の検討、関係機関等の調整等、事業を実施する前の段階

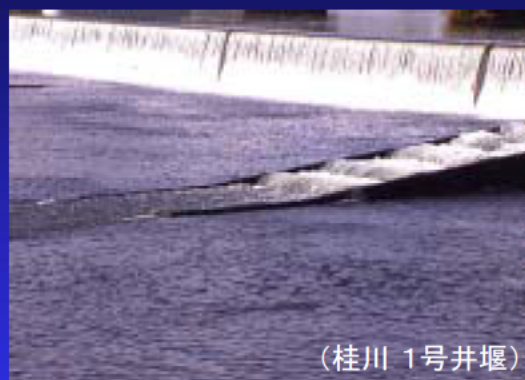
委員からの質問の回答(質問-3)

縦断方向の河川形状の修復



(桂川 6号井堰)

(魚道が設置されていない)



(桂川 1号井堰)

(魚道下流の水深が浅い)

⇒縦断方向の河川形状の修復を実施するためには、**生物の遡上・降下に関する実態等の把握が必要**であるが、十分にできていません。

【説明資料】

5

委員からの質問の回答(質問-3)

縦断方向の河川形状の修復

縦断方向の河川形状の修復に向けて

- **実態把握**(遡上調査、施設の状況等)を実施。
- 河川形状の修復に伴う**影響等**について検討。 等

構造改善の効果を高めるために

- 構造改善に関する**事例収集**。
- **多様な魚種**に対応した構造や設計の検討。 等

⇒季節変動等を考慮し、**数ヶ年の調査及び検討を踏まえ**、実施の有無等を判断し、流域委員会等に意見を聴く。

【説明資料】

6

委員からの質問の回答(質問-3)

「検討という言葉の意味合いについて」

淀川水系におけるこれまでの河川整備

- 洪水氾濫頻度を減少
- 多量の水利用を可能
- 河川敷の都市公園としての利用を促進

⇒ 地域社会に貢献

⇔ しかし、淀川水系の河川環境は大きく変化し、長年育まれてきた生態系が変化。

【説明資料】

7

委員からの質問の回答(質問-3)

「検討という言葉の意味合いについて」

方針: 河川環境へ与えてきた影響を真摯に受け止め、河川環境の回復を図る。

しかし、これまでの河川整備にも、それぞれに目的がある(治水・利水・利用)。

⇒ 河川環境の修復を図ることについても、多くの調整課題を有している。

【説明資料】

8

委員からの質問の回答(質問-3)

河川改修等が及ぼす河川環境への影響

(治水) 洪水氾濫頻度を減少するために、河川改修(浚渫等)等を実施。治水効果を発揮。

⇔(環境) 平常の河川水位の低下
攪乱発生の低下
冠水する領域の縮小 等

【説明資料】

9

委員からの質問の回答(質問-3)

河川環境修復のための手段として・・・

●水位を回復した場合

攪乱する面積を増大させるために、必要な水位を確保する。

⇒治水との調整

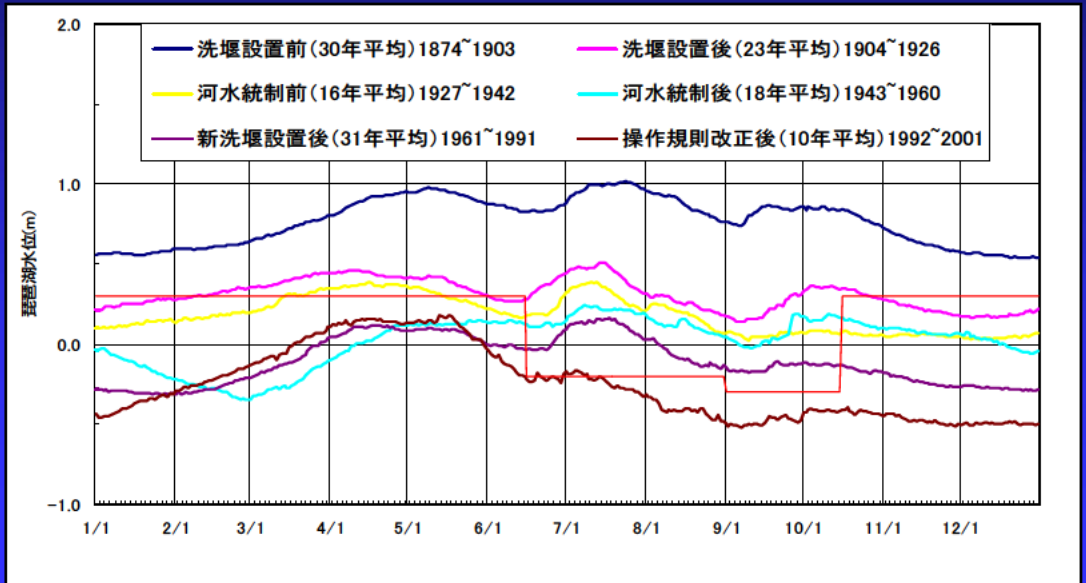
【説明資料】

10

委員からの質問の回答(質問-3)

瀬田川改修等による琵琶湖水位の変化

(治水) 河川改修等により、琵琶湖の水位が低下し
琵琶湖周辺の洪水氾濫の減少に寄与。



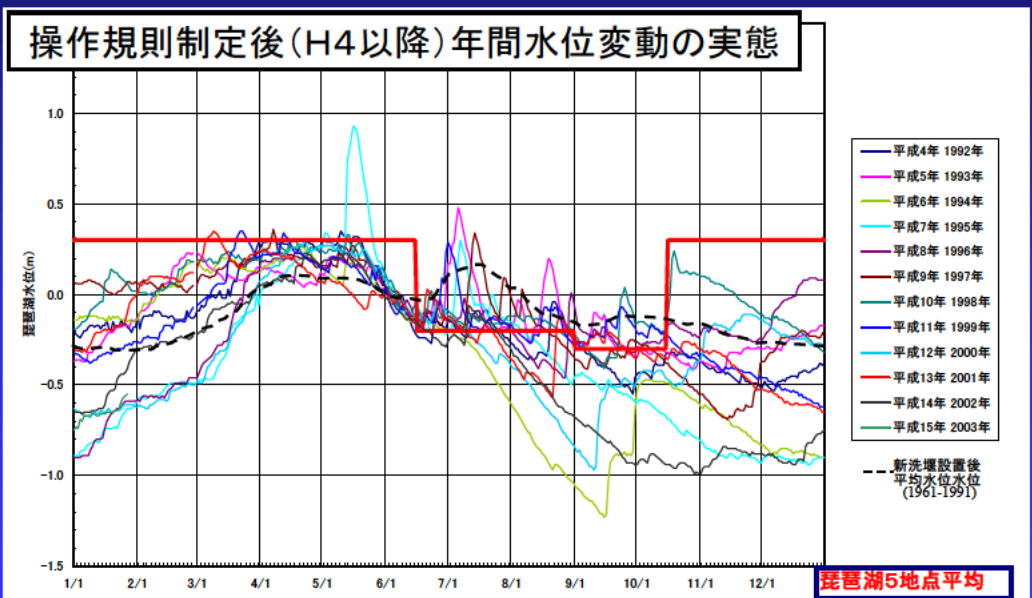
【説明資料】

11

委員からの質問の回答(質問-3)

瀬田川改修等による琵琶湖水位の変化

(環境) 湖周辺において、冠水頻度が低下



【説明資料】

12

委員からの質問の回答(質問-3)

水資源開発施設が及ぼす河川環境への影響

(利水) 多量の水利用を可能にするために、水資源開発施設等を整備し、利水効果を発揮。

⇔ (環境) 中小洪水の貯留等による流況の平滑化
水位変動の減少 等

委員からの質問の回答(質問-3)

河川環境修復のための手段として・・・

●水量を回復した場合

攪乱する面積を増大させるために、上流から攪乱に必要な水量を確保する。

⇒利水者(河川法第23条に基づき、水を占有する権利を持つ者)との調整